

他力の信の継承

——親鸞から善鸞へ——

藤 井 淳

はじめに

現時点では一般には親鸞は帰京後に関東で発生した「造悪無碍」に対処するために息子善鸞を派遣したが、善鸞は親鸞と異なる教えを主張し、関東の門弟たちについて親鸞に讒言したために親鸞から「義絶」されたとされている。しかし筆者「二〇一三a」「二〇一三b」が親鸞の書簡を分析した研究に基づく、いわゆる「善鸞義絶」は歴史的事実ではなく、性信系を中心とする関東門弟が善鸞と対立し、自らの正当性を主張するなかで親鸞没後に善鸞が公開した親鸞書簡を書き換えて編纂し、「善鸞が義絶された」とする偽書を作成したと結論づけられる。これは具体的には初期真宗文献である『浄土法門見聞鈔』を作成した関東門弟が親鸞の名前をかりて善鸞を非難していることに見られる。さらに関東門弟はその思想的傾向として親鸞とは異なる「いのり」などを肯定する自力的理解の傾向があった。

その結論に基づき善鸞に関する記録を解釈すると、善鸞は親鸞より継承した「他力の信」を関東門弟たちに真つ向から主張したために、自力念仏やいのりを重視する関東門弟から受け入れられず、京都から派遣されたよそ者とされて関東の門弟らによつて排除されていたと考えられる。

本稿では親鸞の中心思想である「他力の信」について、親鸞が典拠とした大乘經典における「信」がどのように用いられているのかを押さえた上で（本稿では一部）、『歎異抄』、覚如の著作、『浄土法門見聞鈔』、『他力信心聞書』など初期真宗の文献を資料として関東門弟がどのように「他力の信」あるいは「他力信心」という語を受容したかを考察する⁽¹⁾。

「他力の信」について

「他力の信」は浄土真宗では一般に「他力信心」とも言われ、蓮如が『御文』の中で多用し強調した親鸞の中心となる教えである。しかし親鸞の著作には以下に見るように「他力

の信」「他力の信心」「他力信楽」の語は見いだせるが「他力信心」としての熟語は見いだせない。⁽²⁾「他力信心」の語は覚如『御伝鈔』に一例（下記所引）、また初期真宗文献にも見られるが、本稿では蓮如期以降の理解の影響が強い「他力信心」の語によつては分析しない。⁽³⁾

親鸞の「他力」と「信心」との関係は「他力を信じること」なのか「他力による信心」か、その著作の中では明確に規定されてはいない。この点が親鸞没後に門弟の間で「他力の信」をめぐる概念規定をする必要が⁽⁴⁾起きた原因と考えられる。結論から言えば親鸞の「他力の信」理解は「他力による信心」であるが、後述するように門弟の中には自力的傾向から「他力を信じること」と理解するものが見られる。⁽⁵⁾これは「他力の信」は親鸞から当初善鸞に伝えられ、善鸞が門弟との対立の中で強調したものであったが、一般的浄土宗的な理解が中心であった門弟には理解しがたく、門弟は親鸞没後にその定義づけを図ろうとしたためと考えられる。

一般には親鸞の教えは如信を経て覚如に伝えられたとされるが、善鸞と行動を一にしていた如信の親鸞理解は善鸞を媒介にしているといえる。

親鸞著作中の「他力の信」

親鸞の著作中の用例では「他力の信」を「え」（獲、得）て

他力の信の継承（藤井）

いるか否かという「条件」にとつている用例が多い。本稿では「条件」とは文法の規定ではなく、それを原因としてという意味、またえていない（欠けている）場合との対比の意味で使う。（用例は本稿では最小限とし、また親鸞著作の場合真宗聖教全書二のページである。）

『浄土和讃』大経讃 安楽浄土をねがひつつ 他力の信をえぬひとは（四九三下）

『高僧和讃』曇鸞讃 煩惱成就のわれらが 他力の信とのべたまふ（五〇五下）

『正像末和讃』①他力の信水いりぬれば 真実報土のならひにて（五一九上）

②他力の信心うるひとを うやまひおほきによるこべば（五二二下）

③他力の信をえんひとは 仏恩報ぜんためにとて（五二六中）

『一念多念文意』如はごとしといふ。ごとしといふは他力信楽のひとは、このよのうちに不退のくらゐにのぼりてかならず大般涅槃のさとりをひらかむこと弥勒のごとしとなり。（六〇七）

『唯信鈔文意』①このゆへに「唯信鈔」といふなり。また「唯信」は、これ他力の信心のほかに余のことならはずとなり。すなはち本弘誓願なるがゆへなればなり。（六二二、六三九）

②他力真実の信心をえてのちに真実報土には往生をとぐるなり。（六二七、六四五）

③他力の三信心をえたらんひとは、ゆめゆめ余の善をそしり余の仏聖をいやしうすることなかれとなり。（六三四、六五一）

④雑行雑修して定機・散機の人、他力の信心かけたるゆへに、多生曠劫をへて他力の一心をえてのちにむまるべきゆへに、すなわ

ちむまれずといふなり。（六五二）

『弥陀如来名号徳』ただ他力の信心によりて、不可思議光仏の土にはいたるとみえたり。（七三七）

『親鸞聖人御消息』①他力によりて信をえてよろこぶこゝろは如来とひとしと候を自力なりと候覧は……。②他力の信心のゆへに、承信房のよろこばせたまひ候ふらんは、なにかは自力にて候ふべき。（六八一）

③弥陀他力の廻向の誓願にあひたてまつりて、真実の信心をたまはりてよろこぶこころのさだまるとき、（六八四）

④すでに他力の信をえたるひとをも、仏とひとしとまふすべしとみえたり。（六八四）

⑤また慶喜とまふしさふらふことは、他力の信心をえて、往生を一定してむずとよろこぶこころをまふすなり。（六九九）

親鸞の和語聖教の「信心」理解の根拠

親鸞の和語聖教の「信心」理解は『教行信証』に見られる大乘經典（『無量寿如来会』『華嚴経』『涅槃経』）などの引用文献に基づいている。筆者は便宜上、親鸞の「信心」理解を「疑いなし」「信心を獲（得）る」「発起（おこる）」「得がたい信」「慶び」「欠ける」などいくつかの要素に分けて考察する。そうすることで門弟にどの面が引き継がれていき、どの面が引き継がれていないのかが明確になると考える。主に「疑いなし」が門弟における「他力の信」の規定と関わっていると考えられるため、本稿では、紙面の関係上、「疑いなし」「欠け

る」に限って考察する。

疑いなし

晋訳『華嚴経』巻六十 聞此法歓喜、信心無疑者、速成無上道、与諸如来等。（大正九卷七八八上中）

その他に「断：疑」が唐訳『華嚴経』から二例引用される（巻六十・大正十卷三二六下、巻十四・大正十卷七二中 いずれも『教行信証』信巻に引用・真全二・六三―六四）。

親鸞が門弟に書写して与えた『唯信鈔』『後世物語聞書』に信心とは「疑わない」という規定がでてくる。

『唯信鈔』信心といふは、ふかく人のことばをたのみてうたがはざるなり。（真全二・七四八）

『後世物語聞書』わが身のわろきにつけてもさらにうたがふおもひのなきを信心といふなり（真全二・七六四）

上記は一般的な浄土宗的「信心」理解といえ、初期真宗文献にもその理解が見られる。親鸞も以下の著作中に「疑いなし」を用いているが、「疑いなく（自分が）信ずる」のではなく、「疑いがなくなった」という意味と考えられる。

『唯信鈔文意』異本 選択不思議の本願、無上智慧の尊号をき、て、一念も疑ふこゝろなきを真実信心といふなり。金剛心ともなづく。（六四二）

（異本）憶念は、信心をえたるひとはうたがひなきゆへに本願を

つねにおもひいづるこゝろのたえぬをいふなり。(六四四)

『一念多念文意』「信心歡喜乃至一念」といふは、「信心」は如来の御ちかひをきゝてうたがふこゝろのなきなり。(六〇五)

『尊号真像銘文』一心といふは、教主世尊の御ことのりをふたごゝろなくうたがひなしとなり、すなわちこれまことの信心也。(五八四)

欠ける(条件とする、「える」と関連)

『唯信鈔文意』一心かくるといふは信心のかくるなり。信心かくといふは、本願真実の三信のかくるなり。：『大經』の三信心をえざるおぼ一心かくるとまふすなり。(六五一・参照前引『唯信鈔文意』④)

『歎異抄』・覚如における「他力の信」

『歎異抄』

第十二条 みづから他力の信心かくるのみならず、あやまて他をまよはさんとす。(真全二・七八二・条件・参考『唯信鈔文意』④) 本願にほこるこゝろのあらんにつけてこそ、他力をたのむ信心も決定しぬべきことにてさふらへ。(真全二・七八四)

この第十二条は『歎異抄』における「造悪無碍」の肯定として問題になる箇所であるが「他力をたのむ信心」は親鸞の「他力の信」理解からはへだたりがあると考ええる。

第十四条 つみを滅せんとおもはんは、自力のこゝろにして、臨終正念といひのひとの本意なれば、他力の信心なきにてさふらう

他力の信の継承(藤井)

なり。(真全二・七八六・条件)

覚如

『口伝鈔』下 さればいくたびも先達よりうけたまはりつたへしがごとくに、他力の信をば一念に即得往生ととりさだめて、そのときいのちをはらざらん機は、いのちあらむほどは念仏すべし。(真全三・三三三―三四)

『改邪鈔』「立」といふは、すなはち、弥陀他力の信をもて凡夫の信とし、弥陀他力の行をもて凡夫の行とし、(真全三・八五) 覚如の「他力の信」の理解の傾向として実体的な理解をとっているということができる。

『御伝鈔』下 往生の信心にいたりては、ひとたび他力信心のことばりをうけたまはりしより以来、全くわたくしなし。：他力の信心は、善惡の凡夫ともに仏のかたよりたまはる信心なれば、源空が信心も善信房の信心も、さらにかはるべからず、ただひとつなり。(真全三・六四六)

右の箇所は有名な信心同異の諍論の項であるが、次に引用するように『浄土法門見聞鈔』にも見られることは一般にほとんど知られていない。

初期真宗文献『浄土法門見聞鈔』『他力信心問書』における「他力の信」

初期真宗文献については江戸期の学僧が推定をしているが、その作成年代は明確ではない。本稿では文面から親鸞以

後より覚如期までと考えられる『浄土法門見聞鈔』『他力信心聞書』を用い、他文献を適宜参照する。

『浄土法門見聞鈔』(了祥『異義集』所引・真宗大系三六、以下引用原文の片仮名を平仮名に改める)では「他力信心」「他力の信心」の他に「他力の信」という語が見られる。これは親鸞の用語をそのまま踏襲したものであり、この著作が親鸞から時代を遠く隔たらないためと思われる。またそれらの用語が「善鸞を信じないように」という文章と連続して出てくるため、善鸞が『浄土法門見聞鈔』の作者である関東門弟に「他力信心・他力の信心」の概念規定について考察するきっかけを与えたと考えられる。

『他力信心聞書』(了祥『異義集』所引・真宗大系三六)はその名の通り、「他力信心」を中心に扱ったものであるが、「善知識」をあがめるように論じているところ(伝統的に「知識帰命」という)にその特徴がある。この『他力信心聞書』に限らず、初期真宗の文献には善知識に帰依するように勧めるものが多く、覚如はこの知識帰命を排斥している。

はからいなき

「他力の信」「他力信心」を「はからいなき」という以下の定義は親鸞には見られないが『浄土法門見聞鈔』『他力信心聞書』に見られる。

『浄土法門見聞鈔』(問答二) 他力の信といふは仏力不思議を信するばかりなり。他力の信といふは一分も自力のはからひをくはへず、ただ誓願の約束にまかせてはからひなきを他力の慧といふなり。(三下)

『他力信心聞書』本(問答四) 他力信心とはいかようなる子細によりて申し候ぞ。師答ていはく、他力信心と云は阿弥陀仏の本願にまかせてわたくしのはからひをくはへざるなり。(二〇〇上)

たまわる

『浄土法門見聞鈔』(問答八) 「善鸞(慈信)を信じないようにと非難する文章が入る」また師のいはく：他力信心をうけたまはりしよりわがはからひにまうし候はばや。：他力の信心は仏のかたよりたまはる信心なれば源空が信心も善信房が信心もひとつなり。(八上下)

これは『歎異抄』『御伝鈔』信心同異の評論と同じソースであり、「たまわる」という点で『親鸞聖人御消息』③と同じである。「他力の信」が贈り物として説かれるため、門弟は実体的に理解しやすかったものと思われる。しかし次に見られるように、親鸞の善鸞宛書簡の「造悪無碍」批判をもとにしながら「他力を信ずる」という自力的理解が見られる。

他力を信じる・疑いなし

『浄土法門見聞鈔』(問答八) 悪をおそれ乃至善をはげむこゝろをもやめて一向に他力を信ずるばかりなりとこそこゝろえたれ。

(九上)

『他力信心聞書』本(問答四) 他力の不思議を信ぜざらん人は往生すべからず。…本願の他力を信ぜざるなり。(二〇〇下)

『浄土法門見聞鈔』(問答六) 問。他力の信といふはいかん。答。他力の信といふは、かの阿弥陀仏の誓願約束をうたがはず信ずるなり。(六上)

「うたがわず」とは親鸞の場合、『華嚴經』の表現を受けたもので他力を根底としているが、門弟の場合は一般的な浄土宗的理解を踏まえたものと考えられる。⁽⁷⁾

結論

親鸞の「他力の信」は本願力廻向によるもので、言い換えれば「他力による信」であって、「他力を信じる」のではないが、書簡を含む親鸞の著作中においては明確な定義が行われていなかった。そのために「いのり」や念仏重視などの自力的理解の傾向のあった関東門弟は「他力の信」を「疑いなく信じる」「他力を信じる」という、浄土宗と共通の一般的理解で理解している。また「はからいなき」という理解も「自然」や「義なきを義とす」に基づくものであるが、親鸞の「他力の信」理解には直接は結び付かない。関東門弟は親鸞の「他力の信」についての理解が十分でなかったといえる。それに対して善鸞は親鸞より継承した「他力の信」を「えている／えていない」ことを対比して、「さてはゐなかのひとび

他力の信の継承(藤井)

と、みなとしごろ念仏せしは、いたづらごとにてありけり⁽⁸⁾として、関東門弟が「他力の信」を条件とせず、念仏のみで往生できると理解していると指摘したことにより、善鸞と関東門弟の間に対立が起り、門弟の奪い合いという事態も発生し、親鸞没後に善鸞が親鸞から義絶されたとする文書が作成されるにいたったと考えられる。

1 先行する見解として岸部武利「一九六六」三一頁「七、真宗意得鈔、肝要記、浄土真宗見聞集等蔵外聖教を科学的に研究し、位置つける事により初期宗学の状態を窺知する事が出来るのではないか」。

2 「真信心心」は用例が多い。

3 真宗文献とはされない『安心決定鈔』には「他力の信心」の語が見られ、直接間接に蓮如にも影響を与えたため、『安心決定鈔』の「他力の信心」また浄土宗における「信心」についての考察が今後必要である。

4 親鸞の著作の中では『高僧和讃』曇鸞讃は「一心」を「他力の信」と規定している唯一とも言える例外になる。

5 「他力」と「信心」の関係を考察した先行研究の中で本稿の考察に有用な論考として松本史朗「二〇〇一」の「第四章『唯信鈔』について——親鸞思想の研究(二)——」六 親鸞における「信心」と「他力」について参照。筆者は、『唯信鈔』が聖覚の著作ではなく、親鸞の著作とする松本氏の結論には同意していないが、「全分他力」など親鸞思想の分類・分析としては明快であり、それにもとづき考察することは有用であ

他力の信の継承（藤井）

一一〇

ると考える。

6 梯實圓「一九九七」参照。

7 時代は下る著作と考えられる『真宗龜鑑』には「二 真実の信心といふは誓願の不思議なるをききて疑なき心をいふ。譬ば火は物をやき水は物をぬらすと思ふがごとく疑なきをまうすなり」。(統真宗大系一九・一四〇上)とある。

8 真全二・七〇五。この部分は書簡の真作・偽作に関わらず善鸞の理解と言える。

〈参考文献〉

岸部武利「一九六六」『浄土文類集について』『印度學佛教學研究』一五—一

岸部武利「一九七二」『真宗聖教について』『真宗研究』一七

細川行信「一九七七」『真宗成立史の研究』法蔵館

梯 實圓「一九九七」『他力信心聞書』の一考察』『親鸞教学論

叢村上速水先生喜寿記念』永田文昌堂

松本史朗「二〇〇一」『法然親鸞思想論』大蔵出版

藤井 淳「二〇一三a」『慈信房善鸞上人義絶問題について』『駒

澤大学仏教学部研究紀要』七一

藤井 淳「二〇一三b」『親鸞書簡の信憑性の再検討』『駒澤大学
仏教学部論集』四四

本稿の執筆には真宗出雲路派了慶寺（福井県越前市）住職藤枝宏
壽師より「他力の信をえんひとは」について貴重なご教示をえま
した。この場をかりてお礼申し上げます。

（この論文は平成二十六年文部科学省科学研究費補助金（若手

B）課題番号25870725の成果の一部である。）

〈キーワード〉 他力の信、親鸞、善鸞、『浄土法門見聞鈔』、『他
力信心聞書』

（駒澤大学専任講師・博士（文学））